

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について (株式会社マルモ青木味噌醤油醸造場及び千日みそ株式会社)

農林水産省は、株式会社マルモ青木味噌醤油醸造場（法人番号：2100001003361）及び千日みそ株式会社（法人番号：9100001005608）から提出された「事業再編計画」について8月28日（金曜日）付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の認定

株式会社マルモ青木味噌醤油醸造場及び千日みそ株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、8月28日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社日本政策金融公庫による低利融資、登録免許税の軽減及び設備投資に係る割増償却を受けることが可能となります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

2. 事業再編計画の概要

味噌・塩麹加工品を製造している千日みそ株式会社は、発行済全株式を株式会社マルモ青木味噌醤油醸造場へ譲渡するとともに、米糴加工品及び味噌関連商品の製造に特化し、新商品開発を行います。また、設備・工場の更新により、FSSC22000に対応した環境を整備し、国内外への事業拡大を図ります。これらの取組により、国産米の調達量を増やし、生産者の経営の安定及び発展につなげることを目指します。

3. 事業再編計画の認定期間

開始時期：令和2年8月

終了時期：令和6年8月

4. 申請者の概要

名称：株式会社マルモ青木味噌醤油醸造場
住所：長野県長野市大字風間字下河原2180-1
代表者：代表取締役 青木幸彦
資本金：3,000万円

名称：千日みそ株式会社
住所：長野県須坂市大字須坂82
代表者：代表取締役 遠藤博昭

資本金：1,000万円

添付資料

株式会社マルモ青木味噌醤油醸造場及び千日みそ株式会社の事業再編計画の概要
認定事業再編計画の内容の公表

【お問合せ先】

食料産業局食品製造課

担当者：川島、片岡

代表：03-3502-8111（内線4113）

ダイヤルイン：03-6744-2249

FAX番号：03-3502-5336

政策統括官付穀物課米麦流通加工対策室

担当者：佐藤、新田

代表：03-3502-8111（内線4779）

ダイヤルイン：03-6744-1392

FAX番号：03-6744-2523

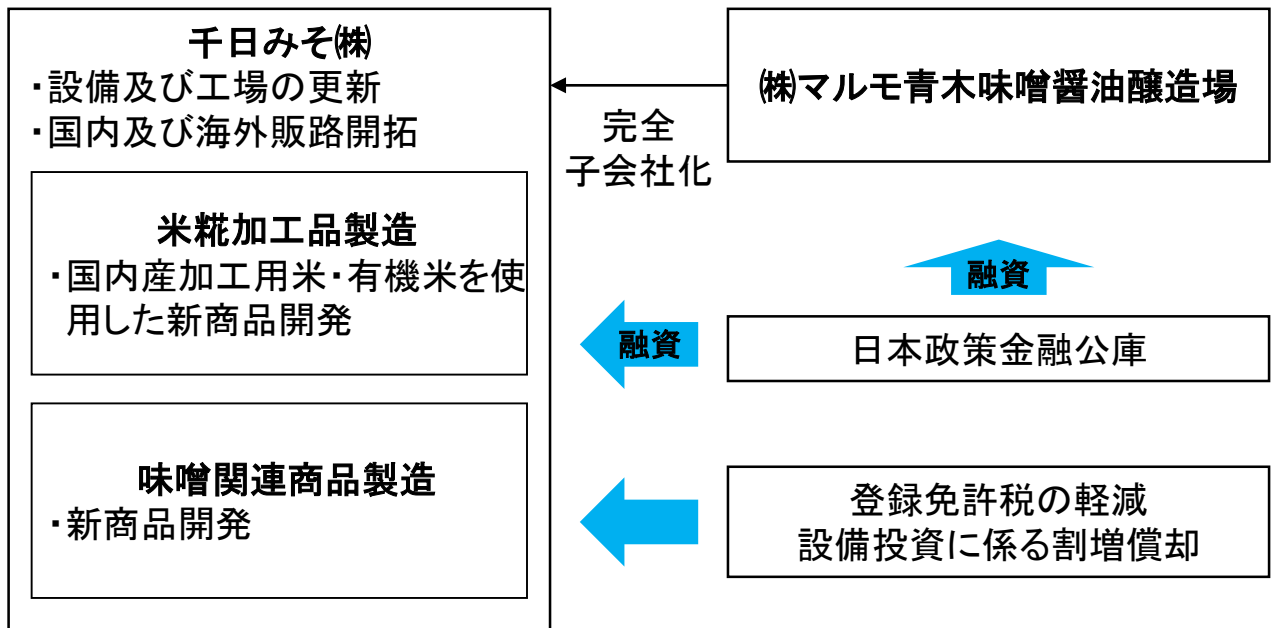
株式会社マルモ青木味噌醤油醸造場及び 千日みそ株式会社の事業再編計画の概要

味噌・塩麴加工品を製造している千日みそ株式会社は、発行済全株式を株式会社マルモ青木味噌醤油醸造場へ譲渡するとともに、**米糀加工品及び味噌関連商品の製造に特化し、新商品開発**を行う。

また、設備・工場の更新により、**FSSC22000に対応した環境を整備し、国内外への事業拡大**を図る。これらの取組により、**国産米の調達量**を増やし、生産者の経営安定・発展につなげることを目指す。

<事業再編計画概要>

【実施時期】 令和2年8月～令和6年8月



【目標】

(農産物流通等の合理化)

国産加工用米調達量 R元:420トン→R6:840トン

国産有機米調達量 R元:60トン→R6:120トン

(生産性の向上)

従業員1人あたりの付加価値額 R元:4.0百万円→R6:8.3百万円

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和2年8月28日

2. 認定事業再編事業者名
株式会社マルモ青木味噌醤油醸造場
千日みそ株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

- (1) 事業再編に係る事業の目標

我が国のみそ製造業は、食の多様化によるみそ汁需要の減少、利便性の高い即席みそ汁へのシフト等に伴い、2013年度出荷量413,086tに対して2018年度は405,246tとなり減少傾向が続いている。国内市場が縮小する状況において、製品の付加価値づくりと海外輸出開拓の必要性が高まっている。

生みそを主力商品とする株式会社マルモ青木味噌醤油醸造場（以下「マルモ青木」という。）は、米糲加工品を主力商品とする千日みそ株式会社（以下「千日みそ」という。）の発行済み全株式を取得・完全子会社化する。これにより、マルモ青木では製造できなかった国産加工用米、有機米を原料とした米糲加工品の新商品を千日みそで開発し、味噌製品だけではなく米糲加工品の販売により事業再編を図る。

また、千日みその工場施設の改装と新規機械設備の導入により、海外輸出をする際に求められる品質基準であるFSSC22000に対応した環境を整備することで製造体制の強化と効率化、更には、国内外への事業拡大を図る。

- (2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

- ① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

千日みそは、マルモ青木の国内提携先より国産加工用米、有機米を調達し、新たな商品を開発することで、国内外共に販路を拡大し売上増加を図る。

これらの取組により、国内産加工用米の調達量を令和元年度の420tから令和6年度には840tへ、国内産有機米の調達量を令和元年度の60tから令和6年度には120tとそれぞれ2倍に増加させることにより、国内産加工用米と国内産有機米の生産者の経営安定・発展に寄与する。

- ② 生産性の向上を示す数値目標

従業員一人当たりの付加価値額を令和元年度の4.0百万円から、令和6年度には、8.3百万円に向上させる。

- ③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

財務内容の健全性に関しては、令和6年度において有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支率は100%を超える。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

- (1) 事業再編に係る事業の内容

- ① 計画の対象となる事業

その他の飲食料品の製造事業（味噌及び米糲加工品の製造事業）

- ② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

マルモ青木が千日みその発行済み全株式を取得・完全子会社化

株式取得会社

名称：株式会社マルモ青木味噌醤油醸造場
住所：長野県長野市大字鶴賀字河原沖 420-1
代表者氏名：青木 幸彦
資本金：3000 万円

株式の譲渡会社

名称：千日みそ株式会社
住所：長野県須坂市須坂 82
代表者氏名：遠藤 博昭
資本金：1000 万円
株式数：発行済み全株式を譲渡
株式譲渡後の住所：長野県須坂市臥竜 4 丁目 310-1

(事業方式の変更)

マルモ青木は千日みそ発行済みの全株式を取得・完全子会社し、グループ会社とする事業再編を行う。マルモ青木においては、これまで千日みそで販売してきた味噌も含めて製造・販売を行い、千日みそにおいては、米糰加工品の製造及び味噌関連商品の製造に特化する。味噌に使う黄麹とは違う白麹を使用する米糰加工品の製造は、これまでマルモ青木で内製化することが困難だったが、事業再編によりグループ企業として生産機能の効果的な配分を行い、千日みその工場での製造を実施することとする。

更に、工場施設の改装、新設機械・設備の導入により、FSSC22000 に対応した工場での製造された米糰加工品生産へ転換する

このように、味噌と米糰加工品の生産機能を配分し、グループ企業が一体となった相乗効果の期待できる生産体制のもと、事業の生産性の向上と機能性と効率性の高い生産体制を築いていく。

(2) 事業再編を行う場所の住所

千日みそ株式会社 長野県須坂市臥竜 4 丁目 310-1

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：令和 2 年 8 月

終了時期：令和 6 年 8 月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

マルモ青木より千日みそへ 2 名出向。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件			
三	資産の譲受け	譲り受ける資産の内容：個人名義の工場建物を 千日みそが譲受け 譲受予定期日：令和2年9月	・租税特別措置法第80 条第4項第4号（事業 に必要な資産の譲受 けの場合における不 動産所有権の移転登 記に係る登録免許税 の軽減）
五	他の会社の株式 の取得	千日みその発行済株式全株式（2000株）をマル モ青木味噌醤油醸造場へ譲渡移転 （株式の取得会社） 名称：株式会社マルモ青木味噌醤油醸造場 住所：長野市大字鶴賀字河原沖420-1 代表者：青木 幸彦 資本金：3000万円 （株式の譲渡会社） 名称：千日みそ株式会社 住所：長野県須坂市須坂82 代表者：遠藤 博昭 資本金：1000万円	
十一	保有する施設 の相当程度の撤去 又は設備の相当程 度の廃棄	千日みその本社建物（個人名義）の撤去 住所：長野県須坂市須坂82 撤去予定年月：令和2年10月 千日みその工場建物の一部撤去 住所：長野県須坂市臥龍四丁目310-1 撤去予定年月：令和6年5月	
法第2条第5項第2号の 要件			
	農産物に係る新たな 生産若しくは販売の 方式の導入又は設備 等その他の経営資源 の高度な利用による 農産物の生産又は販 売の効率化	マルモ青木は千日みそ発行済みの全株式を取 得・完全子会社化し、グループ会社とする事業 再編を行う。マルモ青木においては、これまで 千日みそで販売してきた味噌も含めて製造・販 売を行い、千日みそにおいては、米糰加工品の 製造及び味噌関連商品の製造に特化する。味噌 に使う黄麹とは違う白麹を使用する米糰加工 品の製造は、これまでマルモ青木で内製化する ことが困難だったが、事業再編によりグループ 企業として生産機能の効果的な配分を行い、千 日みその工場でその製造を実施することとす る。更に、工場施設の改装、新設機械・設備の 導入により、FSSC22000に対応した工場で製造 された米糰加工品生産へ転換する。	・租税特別措置法第68 条の33（事業再編促進 機械等の割増償却） ・法第25条第1項（株 式会社日本政策金融 公庫による低利・長期 の資金の貸付）